

暮らしの中に 公共交通

マイカー利用が中心の方も
バスやタクシーなどの公共交通でおでかけ
してみてもいかがでしょうか？

北広島市ではバス等の利用支援事業を行います

(詳しくは、裏面をご覧ください)

令和元年（2019年）5月7日～

バス等利用助成券の申請を開始します

市では、高齢者の交通安全対策の推進、日常生活における足の確保等のために運転免許を自主返納した方に対し、バス・タクシー料金を助成します。また、2019年度も北広島団地線の利用者の増加を図るため、北広島団地地区または東部地区に居住する70歳以上の方を対象にしたバス運賃の助成を実施します。

運転免許自主返納者バス等利用支援事業	
対象者	申請時に満65歳以上で、平成28年4月1日以降にすべての種類の運転免許を自主返納した方 ※有効期間を過ぎ、失効した場合は対象になりません。 ※一人1回限りの助成となります。 ※平成30年度までの北広島市運転免許返納者バス利用促進助成事業で助成券の交付を受けた方は申請できません。
助成金額	20,000円分を下記から選択 ① 20,000円相当のバス利用助成券（100円×100枚×2冊） ② 10,000円相当のバス利用助成券（100円×100枚×1冊）と10,000円相当のタクシー利用助成券（500円×20枚×1冊） ③ 20,000円相当のタクシー利用助成券（500円×20枚×2冊）
助成対象料金	① バス利用助成券 市内を走行するJR北海道バスまたは北海道中央バスの生活バス路線のバス料金 ② タクシー利用助成券 札幌ハイヤー事業協同組合に所属している事業者のタクシー料金 ※乗降の両方もしくは乗降のどちらかが市内にある場合に利用できます。
申請期間	令和元年（2019年）5月7日（火）～令和2年（2020年）3月31日（火）
有効期限	令和3年（2021年）3月31日（水）まで
申請場所	【市役所企画課か各出張所】 平日 8時45分～17時15分 ※特設窓口の開設時（右ページ参照）は、特設窓口でも申請できます。
持ち物	印鑑※1、運転免許の返納が証明できるもの（申請による運転免許の取消通知書）、本人確認のできるもの※2

※1 印鑑：朱肉を使用するもの（認印可）

※2 本人確認のできるもの：健康保険証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど、いずれか1つ

令和2年度（2020年度）から、申請は自主返納してから2年以内となりますのでご注意ください

高齢者バス利用促進事業			
対象者	申請時に満 70 歳以上で、北広島団地地区 または東部地区にお住まいの方 ※ <u>毎年度 1 回助成を受けられます。</u>		
助成金額	2,000 円相当のバス利用助成券（100 円×20 枚）		
助成対象 路線・料 金	北広島団地線（北海道中央バス） ※1 乗車につき助成券を 1 枚（100 円）利用できます。 ※広島線（福住駅、札幌駅、大曲発着）は東部地区、北広島団地地区内の乗降であっても利用できません。		
申請期間	令和元年（2019 年）5 月 7 日（火）～令和 2 年（2020 年）3 月 31 日（火）		
有効期限	令和 2 年（2020 年）3 月 31 日（火）まで		
申請方法	①【市役所企画課】 平日 8 時 45 分～17 時 15 分		
	②【特設申請窓口】 下記期間は特設申請窓口を開設します 注）団地住民センターの申請は例年大変込み合いますので、他の特設窓口での申請もご検討ください。		
	場所	日付	時間
	【団地住民センター】	5 月 17 日(金)、24 日(金)	午前 9 時 30 分～午後 4 時
	【第 1 住区集会所】	5 月 13 日(月)	午前 9 時～正午
	【第 2 住区集会所】	5 月 14 日(火)	午前 9 時～正午
	【第 3 住区集会所】	5 月 14 日(火)、22 日(水)	午後 1 時～4 時
【第 4 住区集会所】	5 月 13 日(月)、23 日(木)	午後 1 時～4 時	
【エルフィンパーク】	5 月 20 日(月)、21 日(火)	午前 10 時～午後 3 時	
持ち物	印鑑※1、本人確認のできるもの※2		



※1 印鑑：朱肉を使用するもの（認印可）

※2 本人確認のできるもの：健康保険証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど、いずれか 1 つ

【問合せ先】

北広島市役所 企画財政部 企画課

電話：372-3311（内線3606）

【運転免許証の自主返納（申請による取消し）とは】

運転免許の有効期限内に自らの意思で運転免許の取消しを申請することで、全ての免許を取り消すことができます。（大型免許と普通免許を受けている人が、大型免許を取り消して普通免許のみにするなどの一部取消しも可能です。）

取消しの申請をした日から自動車などの運転はできなくなり、再度運転免許を取得する場合には運転免許試験の一部免除はありません。

申請による運転免許の取消しをして、全ての免許を取り消した人は、申請した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明する運転経歴証明書の交付を受けることができます。

※次のいずれかに該当している方は、運転免許の取消し申請ができません。

- ・免許の有効期限が切れている人
- ・免許の取消し基準に該当している人
- ・免許停止中の人又は免許停止の基準に該当している人
- ・再試験の基準に該当している人（基準該当初心運転者）

《運転免許証の自主返納手続きについて》

- 申請窓口：北広島市にお住まいの方は、札幌運転免許試験場（中央、厚別優良運転者免許更新センターでも手続き可能。）
- 受付：月～金曜日（平日）の8：45～12：00、13：00～16：30
※土日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は業務を行っておりません。
- 必要なもの：
 - ・運転免許取消申請書（申請窓口に用意しております。）
 - ・運転免許証
 - ・運転免許証を紛失などでない人は、申請者本人を確認できる書類など（健康保険証、個人番号カード、パスポートなど1種類）
- 手数料：無料
（運転経歴証明書の交付を希望の場合は、手数料が1,100円かかります。印鑑も必要です。）

【運転免許証自主返納に関する問合せ先】

厚別優良運転者免許更新センター（011-896-0110）

《代理人による取消し申請について》

- 手続きをすることができる代理人：
 - ① 3親等以内の親族、② 成年後見人、③ 介護施設の管理者等（当該介護施設に入居している者で、委任者が病気又は負傷により介助なしで行動できない場合に限る）
- 注意事項：代理人による申請を希望される場合には提出書類が必要ですので、下記問い合わせ先に確認してください。

【代理人による取消し申請に関する問合せ先】

札幌運転免許試験場（011-683-5770）